

FAX番号を訂正します。(J.11)

FAX 送付状

宛先: 安中市役所監査委員事務局

FAX: 027-381-0503

桑原事務局長殿 (行政課気付)

差出人: 〒379-0114 安中市野殿980番地 日付: 2018/05/06

小川賢 (FAX027-381-0361)⁰³⁶⁴

件名: 住民監査結果通知に関する確認依頼

送付枚数: 2

緊急 確認用 要コメント 要返信 ご閲覧ください

拝啓 5月2日にご相談した標記について、添付文書を監査委員にお渡しくださるようお願い申し上げます。理由は、監査委員からの4月25日付監査結果通知で「却下」の判断の根拠とされた理由について具体的に記載されていないため、差出人が、本件監査結果通知に基づき住民訴訟すべきかどうかの判断をするにあたり、困惑しているためです。つきましては速やかにご回答いただけますようお願い申し上げます。なお、勝手ながら、ご回答いただける場合には遅くとも5月10日(木)午後5時15分必着で、FAXにてお願いします。

平成30年5月6日

安中市監査委員 安藤 忠善 殿
同 奥原 賢一 殿

住民監査請求人 安中市野殿980番地
小川 賢 様

住民監査結果通知の内容確認について（依頼）

平成30年3月27日に提出した安中市職員措置請求について、同4月25日付安監委発137号で監査結果通知を同4月27日に受け取りました。

審査の結果「本件請求を却下する」とありますが、このうち、「2 理由(1)」において、「住民監査請求の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならぬ」「たとえ違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても、当該地方公共団体に損害をもたらさない行為等は住民監査請求の対象にならない」「市に損害が発生しておらず」と記されていますが、具体的な理由が分かりません。つきましては、次のどの理由が該当するのか、折り返しご確認くださるよう宜しくお願いします。

理由その1：碓氷病院は安中市とは別法人なので、安中市に積極消極の損害は及ぼさず、したがって、市に損害がないのだから、市民＝住民には住民監査請求の権利がない。

理由その2：現在、関東厚生局による審査が進行中であり、未だ損害の有無を含め、損害の規模が確定していないため、市に積極消極の損害がないことになるから、市民＝住民には住民監査請求の権利がない。

理由その3：すでに、関東厚生局による審査が終わり、損害がないと判定されたため、市に積極消極の損害がないことになるから、市民＝住民には住民監査請求の権利がない。

理由その4：上記その1～3以外の理由。即ち、_____

_____。